

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1442号から第1444号まで)

平成29年11月6日

平成29年11月6日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年10月12日建法第184号から第186号までによる次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市建築審査会に対する審査請求事件（28建－1号及び28建－2号）に係る以下の文書（1）審査請求人の提出文書 ア 審査請求書（28建－1号）（平成28年4月26日付け） イ 補充書（平成28年6月2日付け） ウ 審査請求書（28建－2号）（平成28年6月2日付け） エ 「審査請求の理由」追加補充書（平成28年6月10日付け） オ 反論書（平成28年6月14日付け） カ 反論補充書（平成28年6月16日付け） キ 甲第1号証及び甲第2号証（2）処分庁の提出文書 ア 弁明書（平成28年5月13日付け） イ 証拠説明書（平成28年5月13日付け） ウ 弁明書(2)（平成28年6月10日付け） エ 証拠説明書(2)（平成28年6月10日付け） オ 乙第1号証から乙第12号証まで」、「横浜市建築審査会に対する審査請求事件（28建－1号及び28建－2号）に係る以下の文書（1）審査会審議資料（平成28年5月20日）※審査請求概要を除く（2）審査会審議資料（平成28年6月2日）（3）審査会審議資料（平成28年6月17日）」及び「横浜市建築審査会に対する審査請求事件（28建－1号及び28建－2号）に係る以下の録音データ（1）定例会（平成28年5月20日開催）（2）臨時会（平成28年6月2日開催）（3）定例会（平成28年6月17日開催）」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、別表1の文書2を非開示とした決定のうち、別表2及び別表3に掲げる部分を非開示とした決定は、妥当であるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当ではなく開示すべきである。別表1の文書1、文書3及び文書4を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市建築審査会の28建-1号、28建-2号に関し、審査請求を受け、裁決書を送付する迄の全ての文書・資料（審議資料、会議録、速記録及び提出文書・資料含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年8月1日付で行った別表1の行政文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 文書1について

## ア 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

(ア) 文書1は、建築確認に係る審査請求において、審査請求人が処分について不服を申し立てた書面であり、審査請求人の氏名、住所等の特定の個人を識別することができる情報が記載されているほか、審査請求人を識別することができないものであっても、審査請求に係る審査請求人の主張が詳細に記載された原文そのものであり、その全体が個人の内心の秘密に関する情報であるといえる。

(イ) よって、審査請求人からの提出文書である文書1は、個人に関する情報であって、審査請求人の氏名、住所等が記載された情報を開示することにより特定の個人が識別されることになるほか、仮にこれらの情報を非開示にしたとしても全体として個人の内心の秘密に関する情報であり、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当し、本号ただし

書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

イ 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

(ア) 一般に、建築審査会に係る審査請求において審査請求人から提出される文書は、その審理手続において、公開することは予定されていない。審査請求人は、提出文書が公開されないことを前提に自らの主張を書面に記載して提出しているため、これを公にすると今後の審査請求手続において審査請求人の自由な主張が妨げられ、建築審査会が、審議に必要な当事者の主張等を把握できなくなるおそれがある。

(イ) また、文書1は、建築審査会の審議資料となるが、これだけでは審議の内容と過程が全て把握できるというものではなく、第三者がこれらを見ても、裁決への理解が深まるとは限らず、かえって誤解を招き、裁決の公正さや、客観性に疑いが生じ、裁決に対する信頼を失わせるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(2) 文書2について

ア 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

(ア) 文書2は、審査請求における審査請求人の主張に対して、処分庁（建築確認処分を行った指定確認検査機関をいう。以下同じ。）が反論するための書面である。この中には、処分庁の主張だけではなく、審査請求人を識別することができる情報が記載されている。また、審査請求人を識別することができないものであっても、審査請求人からの提出文書が一部引用されているほか、審査請求人の主張をうかがい知ることのできる情報が記載されている。

そのため、処分庁からの提出文書を開示すると、これらの個人情報になり、審査請求人の個人情報を保護するために審査請求人からの提出文書を非開示とした趣旨が没却されてしまうおそれがある。

(イ) よって、処分庁からの提出文書である文書2は、個人に関する情報であって、審査請求人の氏名等が記載された情報を開示することにより特定の個人が識別されることになるほか、仮にこれらの特定の個人が識別される情報を非開示にしたとしても全体として個人の内心の秘密に関する情報であり、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

イ 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

(ア) 一般に、建築審査会に係る審査請求において処分庁から提出される文書は、審査請求人から提出される文書と同様に、その審理手続において、公開することは予定されていない。処分庁は、提出文書が公にされないことを前提に、審査請求人の主張に対して弁明をすることになる。

(イ) 処分庁は、審査請求人の主張に応じて、その争訟において最も効果的な時機、手法及び内容を選択した上で弁明すると考えられるが、上記のように、処分庁からの提出文書を公開することが予定されていない以上、処分庁の主張そのものは、不服申立てに係る争訟上のノウハウという正当な利益として、法的保護に値することから、本号に該当し、非開示とした。

#### ウ 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

(ア) 文書2は、文書1と同様に、建築審査会の審議資料となるが、これだけでは審議の内容と過程がすべて把握できるというものではなく、第三者がこれらを見ても、裁決への理解が深まるとは限らず、かえって誤解を招き、裁決の公正さや、客観性に疑いが生じ、裁決に対する信頼を失わせるおそれがある。

(イ) よって、文書2を開示することにより、裁決に対する信頼を失わせ、建築審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

### (3) 文書3について

#### ア 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

(ア) 文書3は、建築審査会の審議資料であり、文書3の中には、審査請求に係る審査請求人の氏名、住所等の特定の個人を識別することができる情報が記載されているほか、審査請求の対象となった行政処分によって審査請求人が被ると主張する不利益等、他の情報と照合することで、審査請求人を識別することができる情報が記載されている。

(イ) 以上により、文書3は、全体として、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されることになるため、本号に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

#### イ 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

(ア) 文書3は、事案の概要を説明する資料、論点等を整理するための資料及び審議内容等を踏まえて作成された裁決書案に分類することができる。

建築審査会の裁決は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」とい

う。) 第94条第1項前段の規定に基づいて提起された審査請求に対して、最終的な判断を示すものであり、公正かつ客観的であることが要請されるものである。この裁決に至るまでに建築審査会の審議に用いられた資料は、開示すると審理の内容や変遷及び建築審査会の着眼点がある程度把握できる。

(イ) しかし、文書3だけでは審議の内容と過程がすべて把握できるというものではなく、審査請求人その他の関係者がこれらを見ても、裁決への理解が深まるとは限らず、かえって誤解を招き、裁決の公正さ客観性に疑いが生じ、裁決に対する信頼性を失わせるおそれがある。

(ウ) また、建築審査会の調査審理手続は不服申立手続の一環であるため、文書3が開示されることにより、審査請求人その他関係者等から裁決の公正さや、客観性について一面的な非難等がなされるおそれがあり、このような非難等を受ける事態を避けるため、合議制の機関である建築審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがある。

(エ) 以上のとおり、文書3を開示することにより、裁決に対する信頼を失わせ、また、建築審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあり、建築審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、文書3は本号に該当し、非開示とした。

#### ウ 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

(ア) 文書3には、審査請求に係る指定確認検査機関である処分庁の主張を詳細に記載した部分が含まれる。

一般に、建築審査会に係る審査請求において処分庁から提出される文書は、審査請求人から提出される文書と同様に、その審理手続において公開することは予定されていない。処分庁は、その前提のもとで、審査請求人の主張に対して弁明をすることになる。

処分庁は、審査請求人の主張に応じて、その争訟において最も効果的な時機、手法及び内容を選択した上で弁明すると考えられるが、処分庁からの提出文書を公開することが予定されていない以上、処分庁の主張は、不服申立てに係る争訟上のノウハウという正当な利益として、法的保護に値するといえる。

(イ) よって、文書3のうち、上記処分庁の主張に係る部分については、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

#### (4) 文書4について

##### ア 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

(ア) 文書4は、建築審査会の録音データ（以下「本件録音データ」という。）であり、そのうち審査請求に係る部分については、審査請求に係る審査請求人の氏名等の個人を識別することができる情報が記録されている。

(イ) よって、本件録音データには、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報が含まれている。さらに、後記3(4)エのとおり、当該部分を区分して除くことは困難であるため、全体を非開示とした。

##### イ 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

(ア) 本件録音データのうち、審査請求に係る部分については、審査請求に係る指定確認検査機関である処分庁の主張に関する審議内容が記録されている。

一般に、建築審査会に係る審査請求において処分庁から提出される文書は、審査請求人から提出される文書と同様に、その審理手続において、公開することは予定されていない。処分庁は、提出文書が公にされないことを前提に、審査請求人の主張に対して弁明をすることになる。

処分庁は、審査請求人の主張に応じて、その争訟において最も効果的な時機、手法及び内容を選択した上で弁明すると考えられるが、上記のように、処分庁からの提出文書を公開することが予定されていない以上、処分庁の主張は、不服申立てに係る争訟上のノウハウという正当な利益として、法的保護に値するといえる。

(イ) よって、本件録音データには、開示することにより、法人の正当な利益を害するおそれがある情報が含まれていることから、本号に該当し、非開示とした。

##### ウ 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

(ア) 本件録音データのうち、審査請求に係る部分については、建築審査会の審議内容及び建築審査会委員の発言内容が記録されている。これらが開示されることにより、建築審査会の審議の過程において、どのような議論・検討が行われたかが明らかとなり、議論の変遷や個々の意見・見解が公になる。

その結果、建築審査会の審議の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、裁決に対する信頼性を失わせるだけでなく、建築審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあり、ひいては、建築審査会の事務

に支障を及ぼすおそれがある。

- (イ) よって、録音データを開示することにより、建築審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

#### エ 情報公開条例第8条第1項の該当性について

- (ア) 本件録音データは、審査請求に係る審議だけでなく、当該会議の始まりから終わりまでの全体をとおして録音を行ったものであり、その他の議案審議も併せて一つの録音データとして記録されている。

また、実施機関では、当該非開示情報に該当する部分を分離できる再生・録音機器又はプログラムを持ち合わせておらず、技術、経費から判断して、これらの部分を容易に分離することが困難である。

- (イ) したがって、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことは、技術的に困難であるため、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

##### (1) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

行政処分が公正・公平な行政処分であるかの判断基準は行政処分手続上の瑕疵の有無、規制数値の適用の誤りの有無が判断基準となるから、寄木造りの判断権者の手続上の瑕疵と判断上の瑕疵を検証し、公正・公平な行政処分とならない理由付記が一般人がみても妥当な理由である場合に限り、情報公開条例第7条第2項の適用理由が正当な理由となる。

本件の場合には寄木造りの判断権者の審議資料が非開示決定通知の中に含まれておらず情報隠しの疑いが濃厚であり、もしくは審査対象に寄木造りの行政文書を検証していない可能性があり、いずれも、部分判断に当たって全体の安心・安全配慮義務違反がないかを検証したとの理由付記がないから、情報公開条例第7条第2項を適用した理由に情報公開条例第13条の理由付記違反の瑕疵があり、情報公開条例第7条第2項第6号の行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとした非開示とする根拠規定の適用の誤りは明白である。

したがって、情報公開条例第7条第1項を適用して全て開示することが公正・公平な行政運営になるから、建築基準法の法的利益は情報公開条例第7条第1項の適用であって、情報公開条例第7条第2項の非開示決定にはない。

(2) 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

本号を適用する場合は、その要件が備わっている情報であって、かつ、支障となるおそれとする内容が具体的であり、開示することによる利益に優先する利益が不開示によって得られる場合に限られるのであるから、実施機関は、これらのチェックポイントを論証し、精査した意思決定過程とその結論に至る判断を処分理由に付記しなければ、その行政処分は無効であるとして、情報公開条例第7条第1項の原則開示の原則を確保している（情報公開条例第13条）。

(3) 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

法人の事業活動の不利益のみをもって条例適用は誤りであって、ただし書の「公にすることが必要であると認められる場合」を論証しなければ、本号を適用してはならない。

処分庁が法人に該当するか否かの判断記載がなく、法人が侵害される利益が争訟上のノウハウであるとする理由は不可解である。なぜなら、弁明とは確認処分等の行政処分の適法性を立証する文書であり、建築行政の確認処分にはノウハウといえるほどの特異な法技術の必要性はなく、違反建築物が出現しないよう、規則数値に適合し、総合的に違法である旨を確認検査するだけの判断をするだけであってそこには法技術上のノウハウは存在しない。

## 5 審査会の判断

(1) 建築審査会の審査請求事件に係る事務について

ア 建築審査会は、法第43条第1項ただし書等の同意及び第94条第1項前段の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、法第78条第1項で建築主事を置く市町村及び都道府県に置くこととされている。

横浜市では、建築審査会は、横浜市建築審査会条例（昭和26年10月横浜市条例第52号）により設置され、法第94条第1項前段の規定による審査請求があったときは、中立な第三者機関として、調査審議を重ね、当該審査請求に対して裁決を行っている。また、建築審査会では、専門の事項を調査させるため横浜市建築審査会条例第11条に基づき専門調査員を置いて、事案の調査、審議を行っている。

イ 建築審査会における審査請求の審議は、原則として、審査請求人、処分庁等から提出された文書に基づき行われるが、建築審査会として審査請求事案に対する理解

を深めるために、事案の概要を説明する資料、論点等を整理するための資料及び審議内容等を踏まえて作成された裁決書案を審議資料とすることもある。

ウ また、建築審査会ではICレコーダーによって会議の録音をしているが、審査請求に係る案件について継続的に審議を行うため、録音データは、次回以降の審議のための参考資料を用意したり、建築審査会会議録を作成したりする際に審議の内容を正確に把握するために適宜利用している。

エ なお、当審査会が実施機関に確認したところ、建築審査会における審査請求の審議は、審査請求書の提出から始まり、処分庁への弁明書の提出依頼、建築計画概要書等の資料収集、裁決に至るまでのスケジュール調整、処分庁からの弁明書の收受と審査請求人への写しの送付、裁決書案を含む論点整理の資料作成等を経て、審議を行い、公開による口頭審査を含む複数回の建築審査会において審議・議論し、裁決するというものである。このための建築審査会審議資料は、建築審査会の事務を担当する実施機関の職員が、事前に建築審査会の会長及び専門調査員と調整の上、作成しているとのことであった。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、法第94条第1項前段に基づく建築審査会における審査請求2件に係る裁決のため、実施機関が作成し、及び取得した文書であり、別表1のとおりである。このうち文書1は、建築審査会に係る審査請求人（以下「当該審査請求人」という。）が建築審査会に提出した文書であり、文書2は、処分庁が建築審査会に提出した文書である。これに対し、文書3及び文書4は建築審査会が作成した文書等である。

本件処分において、実施機関は、情報公開条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第6号に該当し、並びに第8条第1項に該当しないとして、非開示とした。

(3) 文書1の非開示理由該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

(ア) 情報公開条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

(イ) 文書1について、実施機関は、当該審査請求人が建築確認等処分について不服を申し立てた書面であり、当該審査請求人の氏名、住所等の特定の個人を識別することができる情報が記載されているほか、当該審査請求人を識別することができないものであっても、当該審査請求人の主張が詳細に記載された原文そのものであり、全体として、個人の内心の秘密に関する情報であるため、非開示としたと説明している。

(ウ) 当審査会において見分したところ、文書1は、建築審査会における審査請求に係る当該審査請求人が作成した文書であって、審査請求の理由をはじめ全編が手書きで作成された24ページの文書及び写真等の写しであり、当該審査請求人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであって、個人の氏名等を非開示にして、公にしたとしても、当該審査請求の詳細な内容が明らかとなり、当該審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。したがって、文書1全体が本号本文後段に該当する。

また、文書1は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

イ 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

実施機関は、文書1を本号に該当するとして非開示としているが、文書1全体が情報公開条例第7条第2項第2号により開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性について判断するまでもない。

(4) 文書2の非開示理由該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

(ア) 情報公開条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 実施機関は、文書2について、処分庁が、審査請求人の主張に応じて、その争訟において最も効果的な時機、手法及び内容を選択した上で弁明している文書であり、また、処分庁からの提出文書を公開することが予定されていない以上、処分庁の主張そのものは、不服申立てに係る争訟上のノウハウという正当な利益として、法的保護に値するため本号に該当し、非開示としたと説明している。

(ウ) 当審査会において見分したところ、文書2は、建築審査会における審査請求に対する処分庁の弁明であり、当該審査請求人の主張に対しての認否や説明をする

文書である。具体的には、建築確認等処分が建築基準関係規定等に適合していることの説明であり、証拠資料として、関係規程の抜粋、裁判例などを使用している。

処分庁が、建築審査会における審査請求への対応について、一定の経験則を持ち合わせているとしても、弁明書の作成及び証拠資料の選択が全て法的保護に値する情報とまではいえない。文書2は事実関係や判例に基づく法的解釈等を内容とするものであり、その内容は法的保護に値する情報とまではいえないと考えられる。

- (エ) 以上のとおり、文書2を公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえず、本号アに該当しない。

イ 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

- (ア) 情報公開条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該行政文書を開示しないことができると規定している。

- (イ) 実施機関は、文書2は建築審査会の審議資料となり、これだけでは審議の内容と過程がすべて把握できるというものではなく、第三者がこれらを見ても、裁決への理解が深まるとは限らず、かえって誤解を招き、裁決の公正さや、客観性に疑いが生じ、裁決に対する信頼を失わせるおそれがあるとしている。文書2を開示することにより、裁決に対する信頼を失わせ、建築審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するとしている。

- (ウ) 文書2は、処分庁から提出された文書であり、当審査会において見分したところ、文書2の中の証拠資料は、関係規程の抜粋、裁判例などである。これらを開示することで直ちに裁決に対する信頼を失わせ、建築審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとはいえないと考えられる。

以上のとおり、文書2を開示することにより建築審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとはいえず、本号に該当しない。

ウ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

- (ア) 実施機関は、当該審査請求人を識別することができないものであっても、審査請求人の主張を一部引用しているほか主張をうかがい知ることのできる情報が記載されている文書であるため、全体として、個人の内心の秘密に関する情報であ

り、本号に該当し、非開示としたとしている。

(イ) 当審査会において見分したところ、文書2のうち、別表2中第2号本文該当性の区分前段に該当する部分は、住所、氏名等の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であった。また、文書2のうち、別表2中第2号本文該当性の区分後段に該当する部分は、当該審査請求人の主張を一部引用している部分及び引用部に対する応答が記載されている部分であり、当該審査請求人の率直な主張や見解がありのままに記載されているものであって、仮に対象文書の当該審査請求人の氏名等の特定の個人が識別される情報を非開示にしたとしても、当該審査請求人の権利利益が害されるおそれがあると認められた。また、これに対し、文書2のうち別表2に示す部分以外の部分は、これを公にしても特定の個人を識別することができる情報ではなく、また、個人の権利利益が害されるおそれがある情報でもなかった。

(ウ) 以上のとおり、文書2のうち別表2に示す部分は個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるか、あるいは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号本文に該当するが、文書2のその余の部分は本号本文に該当しない。

#### エ 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について

(ア) 情報公開条例第7条第2項第4号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができると規定している。

(イ) 当審査会において見分したところ、文書2のうち弁明書、証拠説明書、弁明書(2)及び証拠説明書(2)の別表3に示す部分には処分庁である法人の代表者印の印影が記録されている。これを公にすると偽造されるなどして当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

#### (5) 文書3の非開示理由該当性について

##### ア 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

(ア) 文書3は、実施機関が論点等を整理するための資料、審議内容等を踏まえて作成された裁決書案等である。実施機関は、文書3を開示することにより、裁決に対する信頼を失わせ、また、建築審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあり、建築審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非開示としたと説明している。

(イ) 当審査会において見分したところ、文書3は、建築審査会の審議における主張対比、裁決書案等の審議資料であり、審議するに当たり、あらかじめ建築審査会の事務を担当する実施機関の職員が、建築審査会の会長及び専門調査員と協議の上、作成した資料である。これらの資料を公にすることにより、審議の内容や変遷及び建築審査会の着眼点がある程度把握できることになるが、それだけでは議論の変遷等の詳細は明らかにならない。そのため、関係者が審議資料を見ても、かえって、裁決の公正さや、客観性に無用な疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられる。

また、建築審査会の調査審議手続は不服申立手続の一環をなすものであって、政策提言等を主目的とする審議会等とは自ずとその性質を異にしており、一般に、審議資料を開示すると、裁決の公正さ、客観性について一面的な非難等が生じるおそれがある。

(ウ) 以上のとおり、文書3を公にすると建築審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号本文に該当する。

#### イ 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

実施機関は、文書3を本号本文に該当するとして非開示としているが、情報公開条例第7条第2項第6号により開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性について判断するまでもない。

#### (6) 文書4の非開示理由該当性について

##### ア 情報公開条例第7条第2項第6号の該当性について

(ア) 文書4は、非公開の全体の審議の内容が含まれているものである。当該部分に含まれる建築審査会委員の質問等の発言内容から建築審査会委員の関心の所在や審議の内容を推測することが可能であり、当該部分は建築審査会の審議内容そのものと考えることが適当である。これを公にすると建築審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあると考えられる。

(イ) したがって、当該部分についてはこれを公にすると建築審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当する。

##### イ 情報公開条例第8条第1項の容易区分性について

文書4には、非公開で行われた審議のほか公開で行われた口頭審査の内容が含まれている。公開で行われた口頭審査の内容を開示しても建築審査会の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないので、当該部分を分離して開示す

ることができないか、以下検討する。

- (ア) 情報公開条例第8条第1項では、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定している。

また、電磁的記録の開示方法について、情報公開条例第16条第1項では、「行政文書の開示は、・・・電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付その他の電磁的記録の種類、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。」と規定している。さらに、横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号。以下「規則」という。）第10条第3号において、録音データを含む電磁的記録の開示の実施方法である視聴、閲覧又は写しの交付は、「実施機関がその保有するプログラムにより行うことができる」方法で行う旨を規定している。

- (イ) 情報公開条例第8条第1項にいう「容易に区分して除くことができる」とは、開示可能な情報と非開示情報が混在して記録されている場合に、当該非開示情報の部分とそれ以外の部分とを区別し、非開示情報の部分を除くことが、当該非開示情報の記録状態や非開示情報の部分を除くために必要な技術、時間、経費等から判断して容易である場合をいうと解される。

そして、電磁的記録である録音データについては、規則第10条第3号の規定を踏まえると、開示請求及び開示等の決定の時点において、実施機関が保有するプログラム又はプログラムを内蔵する機器によって非開示情報の部分を除くことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」とはいえないと解すべきである。

- (ウ) そこで当審査会において、非公開で行われた審議の部分を除いて公開で行われた口頭審査に係る部分を開示することができるかについて実施機関に確認したところ、実施機関は、本件事案において、文書4に係る録音データの一部を分離できるプログラム又は再生・録音機器を持ち合わせておらず、技術、経費から判断して、これらの部分を容易に分離することは困難であったと説明している。

- (エ) 録音データの一部を分離できるプログラム又は機器を保有していないとする実施機関の説明に不自然な点はなく、本件事案においては、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことはできなかつたと認められ、情報公開条例第8条

第1項本文にいう「容易に区分して除くことができる」ときに該当しない。

したがって、実施機関が文書4を非開示としたことは妥当である。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が別表1の文書2を非開示とした決定のうち、別表2及び別表3に掲げる部分を除く部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。本件審査請求文書のその余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表1 本件審査請求文書

横浜市建築審査会に対する審査請求事件（28建－1号及び28建－2号）に係る以下の文書

文書名	
文書1	審査請求書（28建－1号）（平成28年4月26日付け）
	補充書（平成28年6月2日付け）
	審査請求書（28建－2号）（平成28年6月2日付け）
	「審査請求の理由」追加補充書（平成28年6月10日付け）
	反論書（平成28年6月14日付け）
	反論書補充書（平成28年6月16日付け）
	甲第1号証及び甲第2号証
文書2	弁明書（平成28年5月13日付け）
	証拠説明書（平成28年5月13日付け）
	弁明書(2)（平成28年6月10日付け）
	証拠説明書(2)（平成28年6月10日付け）
	乙第1号証から乙第12号証まで
文書3	審査会審議資料（平成28年5月20日）
	審査会審議資料（平成28年6月2日）
	審査会審議資料（平成28年6月17日）
文書4	定例会（平成28年5月20日開催）の録音データ
	臨時会（平成28年6月2日開催）の録音データ
	定例会（平成28年6月17日開催）の録音データ

別表 2

文書 2 のうち情報公開条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当し、非開示が妥当であると判断した部分

文書名	ページ番号	該当箇所	第 2 号本文該当性区分（前段・後段）
弁明書（平成28年 5 月 13 日付け）	1	2 行目 6 文字目から 9 文字目まで	前段
		15 行目 30 文字目から 16 行目 26 文字目まで	前段
		20 行目 1 文字目から 10 文字目まで	前段
		21 行目 1 文字目から 10 文字目まで	前段
	2	1 行目 4 文字目から 7 文字目まで	前段
		2 行目 8 文字目から 19 文字目まで	前段
		10 行目 4 文字目から 13 文字目まで	前段
		10 行目 21 文字目から 24 文字目まで	前段
		13 行目 4 文字目から 13 文字目まで	前段
		19 行目 7 文字目から 16 文字目まで	前段
	3	1 行目 4 文字目から 13 文字目まで	前段
		2 行目 32 文字目から 3 行目 2 文字目まで	前段
		5 行目 12 文字目から 15 文字目まで	前段
		7 行目 4 文字目から 12 文字目まで	前段
		9 行目 4 文字目から 12 文字目まで	前段
		13 行目 4 文字目から 12 文字目まで	前段
		18 行目 4 文字目から 13 文字目まで	前段
		20 行目 3 文字目から 7 文字目まで	前段
		24 行目 4 文字目から 13 文字目まで	前段
		25 行目 29 文字目から 33 文字目まで	前段
26 行目 18 文字目から 21 文字目まで		前段	
4	5 行目 7 文字目から 6 行目 2 文字目まで	前段	

	4	15行目 2文字目から21行目 6文字目まで	後段
	5	9行目 23文字目から11行目 19文字目まで	後段
		19行目 2文字目から35文字目まで	後段
	6	12行目 1文字目から26行目 34文字目まで	後段
	8	21行目 1文字目から23行目 19文字目まで	後段
	9	19行目 1文字目から27行目 26文字目まで	後段
	10	17行目 8文字目から20行目 35文字目まで	後段
	11	2行目 6文字目から 4行目 28文字目まで	後段
		6行目 12文字目から 7行目 2文字目まで	後段
		12行目 27文字目から 17行目 11文字目まで	後段
		18行目 5文字目から 20文字目まで	後段
	12	11行目 1文字目から 13行目 19文字目まで	後段
証拠説明書（平成28年 5月13日付け）	13	2行目 6文字目から 9文字目まで	前段
弁明書(2)（平成28年 6月10日付け）	16	3行目 6文字目から 9文字目まで	前段
		18行目 31文字目から 19行目 26文字目まで	前段
	17	2行目 8文字目から 3行目 2文字目まで	前段
		4行目 8文字目から 5行目 3文字目まで	前段
		6行目 8文字目から 7行目 2文字目まで	前段
		11行目 2文字目から 11文字目まで	前段
		12行目 1文字目から 10文字目まで	前段
		13行目 4文字目から 7文字目まで	前段
		14行目 8文字目から 19文字目まで	前段
		15行目 2文字目から 10文字目まで	前段
		16行目 1文字目から 9文字目まで	前段
		17行目 2文字目から 11文字目まで	前段
		19行目 1文字目から 10文字目まで	前段
		20行目 2文字目から 11文字目まで	前段
	22行目 1文字目から 9文字目まで	前段	
18	19行目 1文字目から 23行目 35文字目まで	後段	

	19	1行目1文字目から4行目34文字目まで	後段
		16行目4文字目から18行目28文字目まで	後段
		19行目4文字目から27行目12文字目まで	後段
	20	1行目4文字目から4行目31文字目まで	後段
		7行目19文字目から8行目7文字目まで	後段
		10行目4文字目から11行目9文字目まで	後段
		13行目29文字目から16行目12文字目まで	後段
		19行目4文字目から22行目18文字目まで	後段
		25行目34文字目から26行目32文字目まで	後段
		27行目4文字目から33文字目まで	後段
21	1行目1文字目から5行目14文字目まで	後段	
	6行目4文字目から8行目18文字目まで	後段	
証拠説明書(2) (平成28年6月10日付け)	22	3行目6文字目から9文字目まで	前段
乙第1号証	1	受付印影	前段
		7行目12文字目から18文字目まで	前段
		8行目7文字目から10文字目まで	前段
		9行目9文字目から16文字目まで	前段
		10行目14文字目から26文字目まで	前段
	4	26行目10文字目から16文字目まで	前段
		27行目5文字目から8文字目まで	前段
	5	3行目16文字目から27文字目まで	前段
		4行目16文字目から27文字目まで	前段
	6	32行目1文字目から23文字目まで	前段
	7	付近見取り図	前段
		3行目1文字目から4文字目まで	前段
		4行目8文字目から25文字目まで	前段
		5行目8文字目から25文字目まで	前段
	8	宅造による擁壁の年月日、許可番号、検査済年月日 (左横上、上右、下右)	前段

	8	電柱名	前段
		電話柱名	前段
	9	5行目11文字目から29行目まで	前段
		5行目39文字目から48行目まで	前段
	10	宅造による擁壁の年月日、許可番号、検査済年月日（左横上、上右、下右）	前段
		電柱名	前段
電話柱名		前段	
乙第9号証	83	用途地域図	前段
乙第11号証	95	受付印影	前段
		8行目12文字目から18文字目まで	前段
		9行目7文字目から10文字目まで	前段
		10行目9文字目から16文字目まで	前段
		11行目14文字目から26文字目まで	前段
	98	26行目10文字目から16文字目まで	前段
		27行目5文字目から8文字目まで	前段
	99	3行目16文字目から27文字目まで	前段
		4行目16文字目から27文字目まで	前段
	100	32行目9文字目から33文字目まで	前段
	101	付近見取り図	前段
		3行目1文字目から4文字目まで	前段
		4行目8文字目から25文字目まで	前段
		5行目8文字目から25文字目まで	前段
	102	宅造による擁壁の年月日、許可番号、検査済年月日（左横上、上右、下右）	前段
		電柱名	前段
		電話柱名	前段
	103	5行目11文字目から29文字目まで	前段
		5行目39文字目から48文字目まで	前段
		8行目11文字目から29文字目まで	前段

	103	8行目39文字目から47文字目まで	前段
	104	宅造による擁壁の年月日、許可番号、検査済年月日（左横上、上右、下右）	前段
		電柱名	前段
		電話柱名	前段

(注意)

- 1 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。
- 2 弁明書（平成28年5月13日付け）、証拠説明書（平成28年5月13日付け）、弁明書(2)（平成28年6月10日付け）及び証拠説明書(2)（平成28年6月10日付け）にページを付番（1から22まで）並びに乙第1号証から乙第12号証までにページを付番（1から106まで）

### 別表3

文書2のうち情報公開条例第7条第2項第4号に該当し、非開示が妥当であると判断した部分

文書名	ページ番号	該当箇所
弁明書（平成28年5月13日付け）	1	法人代表者印の印影
証拠説明書（平成28年5月13日付け）	13	法人代表者印の印影
弁明書(2)（平成28年6月10日付け）	16	法人代表者印の印影
証拠説明書(2)（平成28年6月10日付け）	22	法人代表者印の印影

(注意)

弁明書（平成28年5月13日付け）、証拠説明書（平成28年5月13日付け）、弁明書(2)（平成28年6月10日付け）及び証拠説明書(2)（平成28年6月10日付け）にページを付番（1から22まで）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年10月12日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年10月20日 (第202回第三部会) 平成28年11月15日 (第297回第一部会) 平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・諮問の報告
平成28年12月26日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成29年2月22日	・実施機関から弁明書の補足についての写しを受理
平成29年6月1日 (第214回第三部会)	・審議
平成29年6月15日 (第215回第三部会)	・審議
平成29年7月6日 (第216回第三部会)	・審議
平成29年7月24日	・実施機関から口頭意見陳述の記録を受理
平成29年8月3日 (第218回第三部会)	・審議
平成29年9月7日 (第219回第三部会)	・審議
平成29年9月21日 (第220回第三部会)	・審議